

プロジェクションマッピング設備設置業務仕様書

本業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、本業務を行うにあたって必要な事項等を示したものであり、本業務の執行は、仕様書によるものとする。

1. 業務名称

プロジェクションマッピング設備設置業務

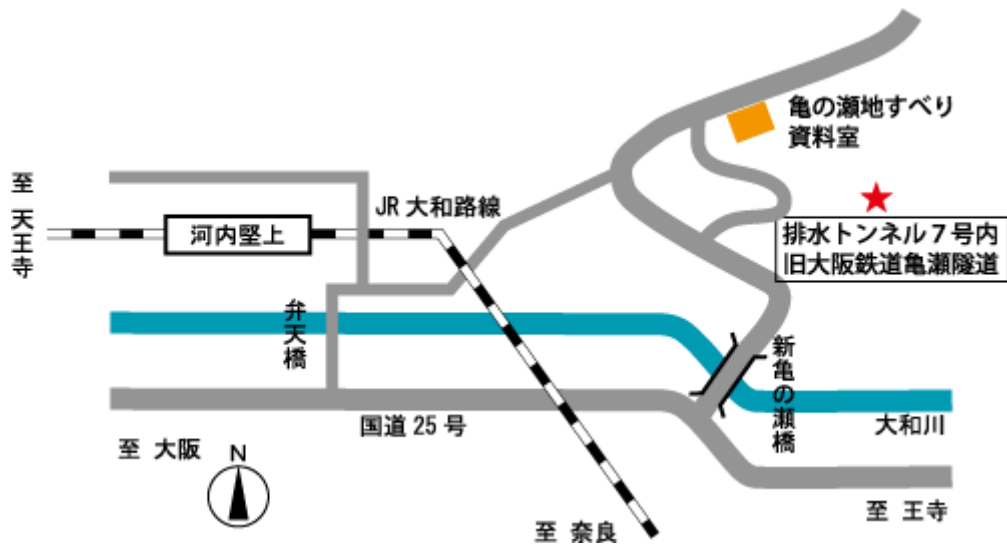
2. 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3. 設置対象

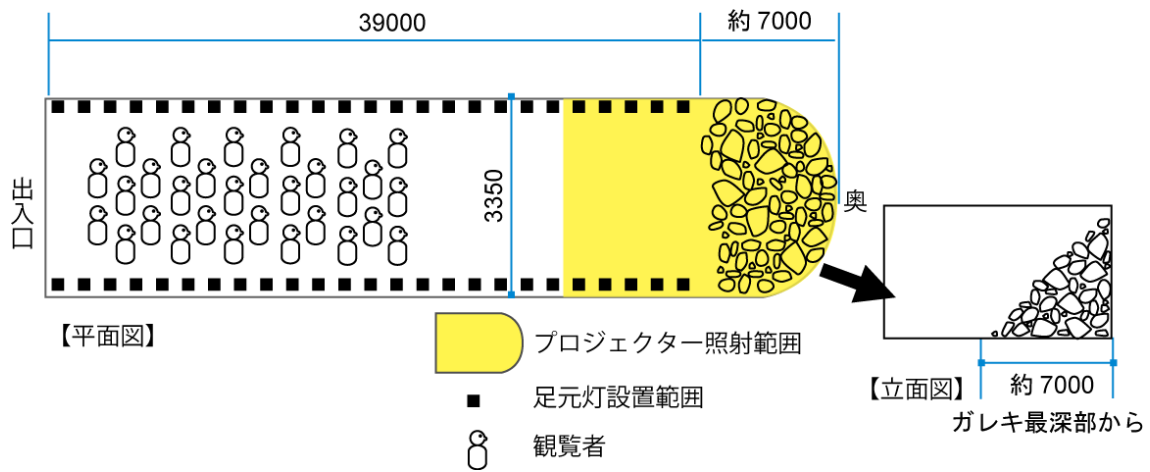
大阪府柏原市峠地先

排水トンネル7号内 旧大阪鉄道亀瀬隧道（下り線）

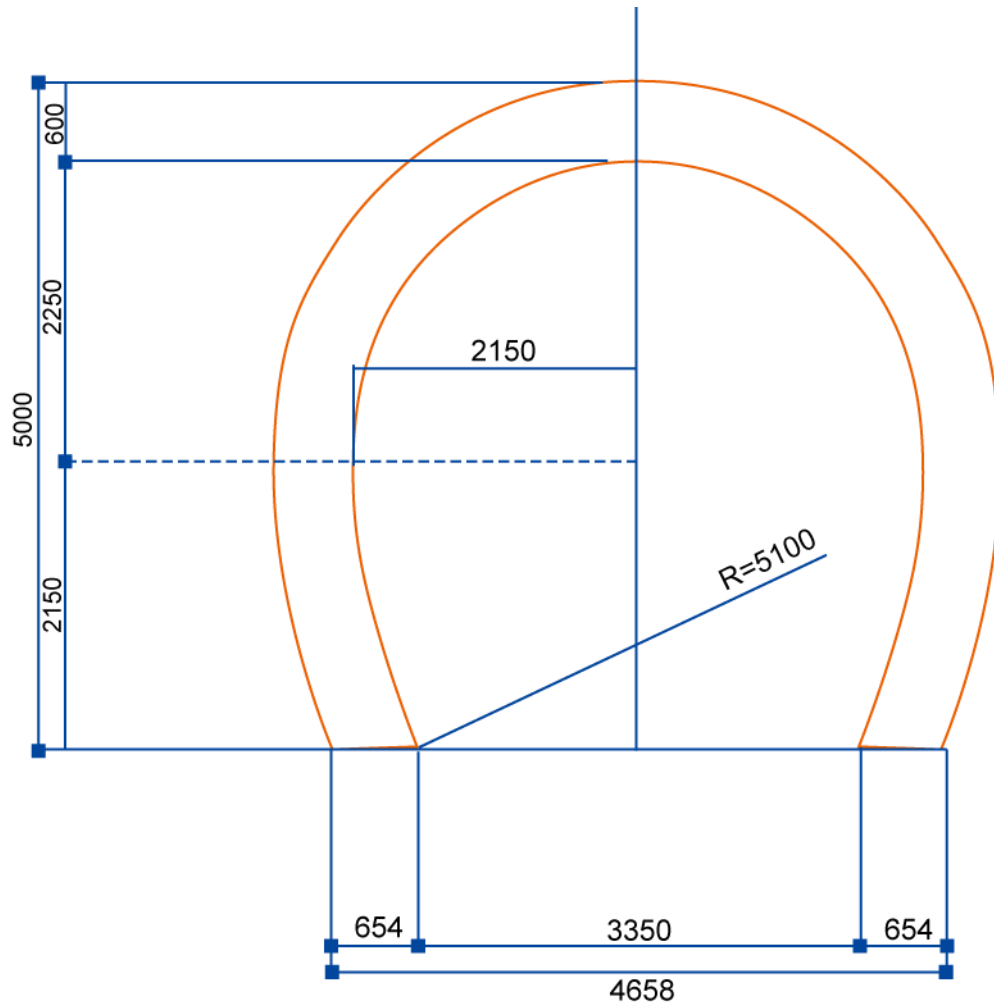


照射対象物件と延長等

排水トンネル7号内 旧大阪鉄道亀瀬隧道壁面に照射を想定



旧鉄道トンネル（下り線）標準断面図



4. プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）における提案事項

（１）プロジェクションマッピング等設備の設置計画（設置コンセプト、方針等を含む）

- ・ 対象エリアにおけるプロジェクションマッピング等を実施するうえで必要事項の整理と実現に向けた検証を行い、後述する仕様を満たす実現性の高い設置計画を示すこと。また、事業の工程計画（実施フロー）を示すこと。
- ・ 上記、照射対象物件と延長等を示す範囲（鉄道トンネルの奥から概ね３分の１以上）を照射した場合を検討した上で、募集要項に定める予算の範囲内で今回実現できる事業計画を自由に示すこと。

（２）維持管理方法及び経費

- ・ 提案に基づく５年間のランニングコストを提示すること。（電気料金試算等）
- ・ 維持管理にかかる業務について、契約期間満了後、別途発注する想定のもと管理スキームについて検討し提示すること。
- ・ なお、維持管理に係る業務の内訳を示し、本市に拠点を有する事業者が受注できる項目を示すこと。ただし、採用するシステムによって地元受注が困難な場合はその旨を説明すること。

5. 業務内容

（１）運用開始の目安

プロジェクションマッピング等の運用は令和５年１月８日（日）開始を目安とする。

（２）映像の照射方法と範囲

①機材の配置

- ・ 現地見学会を活用する等、現地の状況を十分に把握し、必要な機材等を選定すること。
- ・ 高圧電線引き込みの必要性の有無など、新たに構造物が必要な場合はその構造、配置図等を示すこと。なお、この構造物の整備にかかる経費も本事業に含むものとする。
- ・ その他、本施設は日本遺産認定ストーリーの構成文化財であることを鑑み、著しく現状の構造を変更することや、本来の景観を損なうことの無いよう配慮した設置計画とすること。

②照射時間等の検討

- ・ １時間あたり１回以上照射されるスケジュールの構築を行うこと。

- ・ タイマーの設置等、自動で照射されるシステムを構築すること。
- ・ 上記タイマーによる自動照射の他、簡単な操作により随時に照射できるようなシステムを構築すること。

③照射範囲

- ・ 本仕様書3「照射対象物件と延長等」に示す照射範囲（鉄道トンネルの奥から概ね3分の1以上）を確保し、トンネル内の壁面および床面についてプロジェクタやLED足元灯等による演出など、観覧者の位置を配慮した上で効果的な演出ができるよう自由に提案すること。

（3）プロジェクタの選択及び周辺機器の設置

- ・ 映像コンテンツの品質が低下することのないよう、照射能力等に配慮し、適切な器具を選択し配置すること。
- ・ 湿度や温度による結露への対策を講じるなど、設置場所の特性に応じた対応を行うこと。
- ・ 立地特性等を考慮した耐用年数を示すこと。

（4）映像コンテンツの制作

- ・ プロジェクションマッピング等（プログラムされた灯体（照明）によるコンテンツを制作すること。
- ・ 日本遺産「龍田古道・亀の瀬」の周辺ストーリーや蒸気機関車の疾走など鉄道トンネルの歴史を反映した内容を含むものとし、SNSに映え、来訪者の心に強く残るクオリティを実現すること。
- ・ 5分間程度のオリジナル映像を制作し、予算の範囲内で実現し得る制作本数を提案すること。
- ・ トンネルの奥行を利用し、立体的な光と音の効果が楽しめる映像コンテンツとすること。
- ・ 映像コンテンツの制作にあたっては柏原市との意見交換の機会を複数回設けること。

（5）音響設備の設置

- ・ 照射機材の配置と同様に機材の配置等を検討し、観覧者が心地よい環境を整備すること。

（6）実施設計

- ・ 選定委員会及び本市による決定を受けた事業者は契約後速やかに実施設計に着手し、発注者の承認を得た上で実施すること。

（7）安全対策の検討

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、トンネル内の二酸化炭素濃度を測定するための、持ち運び可能な小型の二酸化炭素計測装置および来訪者の検温用非接触型体温計を各3台含めること。

- ・ 設置する器具に起因する事故等の内容配慮すること（火災、腐食、落下、衝突等）
- ・ 市民利用及び観光利用に供される空間であることを十分に配慮すること。
- ・ 本項目の検証により新たに安全対策が必要な場合は本業務により整備することができる。

（８）運営等マニュアルの作成

- ・ 維持管理における操作方法、リスクの所在、リスクへの対処方法等を整理した運営マニュアルを作成するとともに、管理スキームを提示すること。
- ・ 設置後５年間に於ける維持管理等にかかる経費を概算で示すこと。

ア 電気料金試算

イ 日々のメンテナンス経費（年額）

ウ 消耗品・修繕経費等（品名の零時、年額）

エ 提案するシステム上必要な事項

オ 映像コンテンツを追加する場合の製作費概算（製作費、システム調整費等）

カ その他

（９）管理業務

- ・ 設置する機材等の一式について契約満了日（令和５年３月３１日）までの管理を行うこと。
- ・ 上記業務契約期間にかかるシステムの運用及び維持管理費（機器のメンテナンス費用、電気代等）は本業務受託事業者の負担とする。
また、機器に不具合等が生じた場合は速やかに修繕、代替機材を手配するなど投影に支障が出ないようにすること。

（１０）業務期間終了後の機材等の所有権

- ・ 業務期間終了後のプロジェクションマッピング等投影システムにかかる機材一式および映像コンテンツ等の所有権は柏原市に帰属するものとする。

（１１）その他

- ・ その他本業務の履行にあたり必要な整備を行うこと。

６．成果物

- ・ 亀の瀬トンネルにおけるプロジェクションマッピング等投影システム １式
- ・ 竣工図 ２部
- ・ 管理運営等マニュアル ２部

- ・ 二酸化炭素計測装置及び非接触型体温計 各 3 台
- ・ 協議書、打ち合わせ記録、業務の履行にあたり収集したデータ等 1 式
- ・ 上記電子データを保存した記録媒体（CD-R 等） 1 体